

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業のご案内

▼制度の概要

小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養している児童等に対し、車いすや特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

ただし、お子様が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳をお持ちの場合や難病患者（障害者総合支援法の対象疾病）に該当する場合は障害福祉事業からの給付が優先されますので、市障害福祉課（電話：026-224-8382）へお問い合わせください。

▼申請書類

1	長野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書	保護者が記入してください。
2	給付を受けようとする日常生活用具の見積書及びカタログ	用具を購入する事業者に依頼してください。
3	小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	
(4)	生活保護等受給証明書	生活保護等受給されている方のみ必要です。
(5)	世帯員の市町村民税を証明する書類 ・該当者のみ提出 （市町村民税課税内容証明書等） ・申請日が1～6月は前年度分、 7～12月は当年度分	長野市において課税資料を確認することに同意いただけない場合は必要になります。 未申告等の理由により課税資料が確認できない場合は、課税担当課にて手続きをしていただく場合があります。

▼申請の手順

① 事業者へ用具の見積を依頼 → ② 保健所に申請 → ③ 保健所から給付券を送付 → ④ 給付券と引換えに事業者から用具を受取り、その際に自己負担額を支払う。

▼自己負担額の例

← 自己負担①※1 →	← 公 費 負 担 →	← 自己負担② →
用具の基準額※2 (円)		
用 具 の 見 積 額		

※1 児童等の世帯の市町村民税課税状況により算定します。

※2 用具の種目により定められています（裏面参照）。

自己負担は、「自己負担①」と「自己負担②」の合算額になります。

▼申請窓口（お問合せ先）

※申請書類は、窓口へ持参するか郵送で提出してください。

長野市保健所健康課 母子保健担当 電話：026(226)9963

〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号（長野赤十字病院東側）

(裏 面)

用具の種目・対象者・性能等・基準額

種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作等の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの	22,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんが発生し、又は神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580 円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	173,250 円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520 円
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160 円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	170,500 円